

＜参考資料2＞砂防基盤図作成の範囲

1. 全国的な砂防基盤図作成の傾向

全国的な傾向として、土砂災害防止法における基礎調査に用いる砂防基盤図（以下、基盤図）の作成のルールには、大きく以下の2つの方法がとられているようである。

- 1) 既存の危険箇所が含まれる 1/2,500 の図画全てを作成する方法。
- 2) 既存の土砂災害危険箇所をもとに、その周辺部に一律のルールを設けて作成する方法。土石流危険渓流は、流域とその周辺 50m および基準点の下流 200m、急傾斜地は、その周囲 100m、地すべりは、ブロックの周囲 50m およびブロックの下方 200m など。

2. 基盤図の問題点

千葉県では、上記の 2)の方法に近い方法（土石流危険渓流の周辺のみ図化）で実施されているが、その図化範囲の明確なルールが存在しない。

また、上記にあげた方法においても、以下のようないくつかの問題点があげられる。

- 1) 費用が莫大になる。
- 2) 図化の不足範囲が生じる。

特に 2 番目の問題については土石流の設定において、基盤図の不足により基準地点が適切な地点で設定できなくなることや、土石流の左右の広がりや最下流末端 2° の範囲が基盤図不足によって設定できなくなる等である。これらは、公示する際にそのままでは不十分な情報となり、基盤図の追加作成や再設定などの作業が発生する。

3. 基盤図作成の留意点

基盤図は、土砂災害防止法における基礎調査および（特別）警戒区域の公示に用いる図面となることから、図化範囲は警戒区域が必ず含まれている必要がある。

また、基礎調査は、既存の土石流危険渓流を単位として実施するが、調査範囲の考え方が土砂災害防止法の基礎調査と土石流危険渓流では異なっている。そのため土石流危険渓流による土石流危険区域の範囲を超えて警戒区域が設定されることも多く、基盤図作成時に基礎調査の調査範囲（警戒区域）を想定して作業しないと、手戻りが発生することとなる。

したがって、図化範囲の設定は全体の工程の円滑化のために非常に重要であるため、あらかじめ警戒区域を想定して監督員と協議の上、図化作業を行う必要がある。警戒区域を想定した図化を行うために、基礎調査マニュアルのルールをもとに、以下の点に留意すべきである。

- (ア) 基盤図の作成範囲は既存の土石流危険渓流カルテ等における土石流危険区域を参考に検討することとするが、検討は対象となる渓流を含む周辺の大縮尺の既往の地形図等を用意して行う。
- (イ) 既存の土石流危険渓流カルテ等の基準点は、土砂災害防止法における基礎調査の基準地点と同一地点とならないことがあるため、既往の地形図において土砂災害防止法において想定される基準地点を設定し、これより上流側に水平距離で 200 m以上の余裕をもって図化することを検討する。なお、200m が対象渓流の流域界を越える場合は、流域界までを図化範囲として設定する。
- (ウ) 既往の地形図において基準地点が複数設定される場合は、それぞれの基準地点を図化範囲の対象として設定する。
- (エ) 土砂災害防止法で設定される警戒区域は、平坦地形に入ってから横断方向に幅広く設定されることがある。そのため、横断方向の図化範囲については、想定される流下方向を複数設定し、それぞれの流下方向に対して分散角 30° の範囲を設定し、余裕をもって図化することを検討する。
- (オ) 警戒区域は、土石流の末端方向で地盤勾配 2° の範囲となるが、既往の地形図等で 2° 未満となる地点を目安に、そこから余裕をもって図化することを検討する。
- (カ) 横断幅の大きな河川、比高差の大きい山地などが存在する場合は、明らかに土石等が到達しない土地の範囲として、図化範囲から除外することを検討する。